

平成23年度福島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成23年度福島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930,706千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,001,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		80,288	18,774	99,062
	1 財 産 運 用 収 入	80,288	18,774	99,062
2 繰 入 金		60,990,500	911,932	61,902,432
	1 一 般 会 計 繰 入 金	53,990,500	911,932	54,902,432
歳 入 合 計		61,070,788	930,706	62,001,494

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		61,070,788	930,706	62,001,494
	1 公 債 費	61,070,788	930,706	62,001,494
歳 出 合 計		61,070,788	930,706	62,001,494

平成23年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度福島県土地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,799,277千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ504,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		1,653,491	△1,210,180	443,311
	1 財 産 運 用 収 入	3,491	1,623	5,114
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000	△1,211,803	438,197
2 繰 入 金		1,650,000	△1,589,096	60,904
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000	△1,589,096	60,904
3 繰 越 金		1	△1	0
	1 繰 越 金	1	△1	0
歳 入 合 計		3,303,492	△2,799,277	504,215

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 基金管理費		3,492	1,622	5,114
	1 基金管理費	3,492	1,622	5,114
2 土地取得事業費		1,650,000	△1,589,096	60,904
	1 公共用地取得事業費	1,650,000	△1,589,096	60,904
3 繰 出 金		1,650,000	△1,211,803	438,197
	1 基金繰出金	1,650,000	△1,211,803	438,197
歳 出 合 計		3,303,492	△2,799,277	504,215

平成23年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,274千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		109,762	△18,274	91,488
	1 繰越金	109,762	△18,274	91,488
歳入合計		280,580	△18,274	262,306

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		280,580	△18,274	262,306
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	280,580	△18,274	262,306
歳 出 合 計		280,580	△18,274	262,306

平成23年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第6号）

平成23年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ579,156千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,951,247千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金		181,171	△1,319	179,852
	1 一 般 会 計 繰 入 金	181,171	△1,319	179,852
2 繰 越 金		567,233	△106,073	461,160
	1 繰 越 金	567,233	△106,073	461,160
3 諸 収 入		765,899	△348,764	417,135
	2 貸 付 金 元 利 収 入	764,315	△348,733	415,582
	3 雑 入	100	△31	69
4 県 債		50,016,100	△123,000	49,893,100
	1 県 債	50,016,100	△123,000	49,893,100
歳 入 合 計		51,530,403	△579,156	50,951,247

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業高度化資金貸付事業費		50,584,331	△209,125	50,375,206
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	50,584,331	△209,125	50,375,206
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		946,072	△370,031	576,041
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	946,072	△370,031	576,041
歳 出 合 計		51,530,403	△579,156	50,951,247

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費 貸 付			3,600,000
	1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費 貸 付		3,600,000
		貸付金	3,600,000
合	計		3,600,000

平成23年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,338千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,914千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 貸付勘定収入		37,827	△2,561	35,266
	1 繰入金	1	169	170
	3 諸収入	37,825	△2,730	35,095
2 業務勘定収入		1,113	169	1,282
	3 諸収入	201	169	370
3 就農支援資金貸付勘定収入		62,919	0	62,919
	1 繰入金	10	54	64
	3 諸収入	22,398	△54	22,344
4 就農支援資金業務勘定収入		393	54	447
	3 諸収入	10	54	64
歳 入 合 計		102,252	△2,338	99,914

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農 業 改 良 資 金		102,252	△2,338	99,914
	1 貸 付 勘 定	37,827	△2,561	35,266
	2 業 務 勘 定	1,113	169	1,282
	3 就農支援資金貸付勘定	62,919	0	62,919
	4 就農支援資金業務勘定	393	54	447
歳 出 合 計		102,252	△2,338	99,914

平成23年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成23年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ388,786千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定収入		383,018	0	383,018
	1 繰越金	353,005	5,680	358,685
	2 諸収入	30,013	△5,680	24,333
2 業務勘定収入		5,243	525	5,768
	2 繰越金	5,241	525	5,766
歳入合計		388,261	525	388,786

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 林業・木材産業改善資金		388,261	525	388,786
	1 貸 付 勘 定	383,018	0	383,018
	2 業 務 勘 定	5,243	525	5,768
歳 出 合 計		388,261	525	388,786

平成23年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ337千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 貸付勘定収入		79,000	0	79,000
	1 繰入金	1	49	50
	3 諸収入	57,599	△49	57,550
2 業務勘定収入		1,190	△337	853
	1 繰入金	1,187	△386	801
	3 諸収入	2	49	51
歳 入 合 計		80,190	△337	79,853

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金		80,190	△337	79,853
	1 貸 付 勘 定	79,000	0	79,000
	2 業 務 勘 定	1,190	△337	853
歳 出 合 計		80,190	△337	79,853

平成23年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第5号）

平成23年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,909,436千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,962,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2	△2	0
	1 負 担 金	2	△2	0
2 使用料及び手数料		1,065,271	△628,057	437,214
	1 使 用 料	1,065,271	△628,057	437,214
3 財 産 収 入		2	△2	0
	1 財 産 売 払 収 入	2	△2	0
4 繰 入 金		7,609,356	3,057,854	10,667,210
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,609,356	3,057,854	10,667,210
5 繰 越 金		1	44,799	44,800
	1 繰 越 金	1	44,799	44,800
6 諸 収 入		742	△493	249
	1 雑 収 入	742	△493	249
7 県 債		8,844,700	△6,903,700	1,941,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県 債	8,844,700	△6,903,700	1,941,000
8 国庫支出金		3,351,500	△479,835	2,871,665
	1 国庫補助金	3,351,500	△479,835	2,871,665
歳 入	合 計	20,871,574	△4,909,436	15,962,138

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小名浜港港湾整備事業費		15,630,524	△3,433,146	12,197,378
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	7,583,520	△1,715,866	5,867,654
	2 荷 役 機 械 整 備 費	7,583,412	△1,622,432	5,960,980
	3 上 屋 管 理 運 営 費	417,384	△76,197	341,187
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	46,208	△18,651	27,557
2 相馬港港湾整備事業費		5,191,748	△1,468,985	3,722,763
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	1,914,162	△350,983	1,563,179
	2 上 屋 管 理 運 営 費	1,834,894	△568,269	1,266,625
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	9,152	△6,683	2,469
	4 荷 役 機 械 整 備 費	1,433,540	△543,050	890,490
3 中之作港港湾整備事業費		7,305	△7,305	0
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	7,305	△7,305	0
歳 出 合 計		20,871,574	△4,909,436	15,962,138

第 2 表 繰越明許費補正

(単位千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 小名浜港港湾整備事業費			5,543,970	6,144,400
	1 ふ頭埋立造成費		2,713,970	2,814,000
		災害復旧費	2,713,970	2,814,000
	2 荷役機械整備費		2,700,000	3,200,400
		災害復旧費	2,700,000	3,200,400
2 相馬港港湾整備事業費			2,395,620	2,106,465
	1 ふ頭埋立造成費		617,620	847,656
		ふ頭埋立造成費	290,650	397,694
		災害復旧費	326,970	449,962
	2 上屋管理運営費		833,000	924,809
		災害復旧費	833,000	924,809
	4 荷役機械整備費		945,000	334,000
		災害復旧費	945,000	334,000
合	計		7,939,590	8,250,865

第 3 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
荷役機械管理運営費 (小名浜港港湾整備事業費)	21,000	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
上屋管理運営費 (小名浜港港湾整備事業費)	5,500			
船舶給水管理運営費 (小名浜港港湾整備事業費)	17,900			
港湾施設管理運営費 (小名浜港港湾整備事業費)	7,900			
上屋管理運営費 (相馬港港湾整備事業費)	100			
港湾施設管理運営費 (相馬港港湾整備事業費)	600			
船舶給水管理運営費 (相馬港港湾整備事業費)	1,800			
計	54,800			

(2) 変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふ頭埋立造成費 (小名浜港港湾整備事業費)	330,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	291,400	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
災害復旧費 (小名浜港港湾整備事業費(ふ頭埋立造成費))	3,877,100				206,200			
災害復旧費 (小名浜港港湾整備事業費(荷役機械整備費))	2,309,000				167,200			
上屋建設費 (小名浜港港湾整備事業費)	50,000				48,000			
災害復旧費 (小名浜港港湾整備事業費(上屋管理運営費))	65,000				5,200			
災害復旧費 (相馬港港湾整備事業費(ふ頭埋立造成費))	467,100				32,000			
災害復旧費 (相馬港港湾整備事業費(上屋管理運営費))	595,000				10,300			
災害復旧費 (相馬港港湾整備事業費(荷役機械整備費))	472,500				7,000			
計	8,844,700				1,446,300			

平成23年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成23年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,362,916千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,897,066千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		4,004,226	△1,130,797	2,873,429
	1 負 担 金	4,004,226	△1,130,797	2,873,429
2 使用料及び手数料		28	17	45
	1 使 用 料	28	17	45
3 国庫支出金		2,174,962	△237,341	1,937,621
	1 国庫補助金	1,840,500	△73,874	1,766,626
	2 国庫負担金	334,462	△163,467	170,995
4 繰 入 金		6,680,414	146,237	6,826,651
	1 一般会計繰入金	6,680,414	146,237	6,826,651
5 繰 越 金		435,928	6,868	442,796
	1 繰 越 金	435,928	6,868	442,796
7 県 債		964,400	△147,900	816,500
	1 県 債	964,400	△147,900	816,500

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
歳 入	合 計	14,259,982	△1,362,916	12,897,066

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		14,259,982	△1,362,916	12,897,066
	1 管 理 費	5,588,236	△940,104	4,648,132
	2 建 設 費	3,984,800	△418,577	3,566,223
	3 公 債 費	1,475,634	△4,235	1,471,399
歳 出 合 計		14,259,982	△1,362,916	12,897,066

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費			147,770
	2 建設費		147,770
		流域下水道整備費	39,670
		流域下水道災害復旧費	108,100
合 計			147,770

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	10,400	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により繰上 償還をし、償還年限を短 縮し、又は借換えをする ことができるものとする。	7,900	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により繰上 償還をし、償還年限を短 縮し、又は借換えをする ことができるものとする。
流域下水道整備費	815,300				787,600			
流域下水道災害復旧費	138,700				21,000			
計	964,400				816,500			

平成23年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

平成23年度福島県証紙収入整理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,744千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,176,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		3,207,433	△60,395	3,147,038
	1 証紙収入	3,207,433	△60,395	3,147,038
2 繰越金		35,448	△6,365	29,083
	1 繰越金	35,448	△6,365	29,083
3 諸収入		1	16	17
	1 雑入	1	16	17
歳入合計		3,242,882	△66,744	3,176,138

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		3,210,284	△66,744	3,143,540
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,210,284	△66,744	3,143,540
歳 出 合 計		3,242,882	△66,744	3,176,138

平成23年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第3号）

平成23年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,363,411千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		594	284	878
	1 財産運用収入	594	284	878
5 諸収入		178,257	24,387	202,644
	2 貸付金元利収入	178,217	24,312	202,529
	3 雑収入	39	75	114
歳入合計		1,338,740	24,671	1,363,411

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		1,338,740	24,671	1,363,411
	1 奨学資金貸付事業費	1,338,740	24,671	1,363,411
歳 出 合 計		1,338,740	24,671	1,363,411

平成23年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成23年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間総給水量	367,058,300立方メートル	△17,034,200立方メートル	350,024,100立方メートル
(3) 一日平均給水量	1,002,891立方メートル	△46,541立方メートル	956,350立方メートル

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,944,539千円	△230,151千円	2,714,388千円
第1項 営業収益	2,380,998千円	△255,869千円	2,125,129千円
第2項 営業外収益	531,281千円	12,333千円	543,614千円
第3項 特別利益	32,260千円	13,385千円	45,645千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,568,883千円	△196,761千円	2,372,122千円

第1項 営業費用	2,257,828千円	△162,252千円	2,095,576千円
第2項 営業外費用	302,719千円	△34,509千円	268,210千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額745,177千円は、過年度分損益勘定留保資金407,705千円及び当年度分損益勘定留保資金337,472千円で補てんするものとする。)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	1,877,899千円	△140,108千円	1,737,791千円
第1項 企業債	269,300千円	△168,400千円	100,900千円
第2項 国庫支出金	781,044千円	△8,144千円	772,900千円
第3項 出資金	279,245千円	76,324千円	355,569千円
第4項 工事負担金	38,408千円	△19,988千円	18,420千円
第5項 投資償還金	509,900千円	△19,900千円	490,000千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,675,904千円	△192,936千円	2,482,968千円
第1項 建設改良費	1,776,435千円	△190,057千円	1,586,378千円
第2項 企業債等償還金	896,202千円	△375千円	895,827千円
第3項 国庫補助金精算金	3,267千円	△2,504千円	763千円

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

		補	正	前		
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法	
工業用水道建設工事費	269,300千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年 10 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	
		2	借入資金 政府資金その他			
		補	正	後		
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法	
工業用水道建設工事費	100,900千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年 10 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮	
		2	借入資金 政府資金その他			

借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

し、又は借換えをすることができるものとする。

平成23年度福島県地域開発事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成23年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 地域開発事業収益	2,016,381千円	△1,926,559千円	89,822千円
第1項 営業収益	2,009,043千円	△1,939,395千円	69,648千円
第2項 営業外収益	7,337千円	2,836千円	10,173千円
第3項 特別利益	1千円	10,000千円	10,001千円
支 出			
第1款 地域開発事業費用	4,194,119千円	△3,698,161千円	495,958千円
第1項 営業費用	3,990,285千円	△3,703,247千円	287,038千円
第2項 営業外費用	203,833千円	△4,919千円	198,914千円
第3項 特別損失	1千円	10,005千円	10,006千円

（資本的収入の補正）

第3条 資本的収入の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額775,946千円は、過年度分損益

勘定留保資金775,946千円で補てんするものとする。)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	834,767千円	500,000千円	1,334,767千円
第3項 前 受 金 収 入	0千円	500,000千円	500,000千円

平成23年度福島県立病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成23年度福島県立病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項		既決予定量	補正予定量	計
(1) 患 者 数				
入 院 患 者	年 間 患 者 数	154,220人	△11,778人	142,442人
	1 日 平 均 患 者 数	421人	△32人	389人
外 来 患 者	年 間 患 者 数	221,909人	△1,956人	219,953人
	1 日 平 均 患 者 数	910人	△9人	901人
(2) 建 設 改 良 事 業		3,064,885千円	△144,979千円	2,919,906千円
	既 設 病 院 整 備	149,039千円	△129,849千円	19,190千円
	資 産 購 入	263,706千円	△33,481千円	230,225千円
	会津医療センター（仮称）整備事業	2,652,140千円	△28,299千円	2,623,841千円
	雑 支 出	0千円	46,650千円	46,650千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	12,475,106千円	△630,879千円	11,844,227千円
第1項 医業収益	7,433,001千円	△325,100千円	7,107,901千円
第2項 医業外収益	5,037,855千円	△307,003千円	4,730,852千円
第3項 特別利益	4,250千円	1,224千円	5,474千円
支 出			
第1款 病院事業費用	12,960,146千円	△276,577千円	12,683,569千円
第1項 医業費用	12,502,914千円	△288,359千円	12,214,555千円
第2項 医業外費用	440,955千円	△4,700千円	436,255千円
第3項 特別損失	16,277千円	16,482千円	32,759千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額46,650千円は、平成21年度に受け入れた建設改良費負担金で補てんするものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	4,437,880千円	△191,696千円	4,246,184千円
第1項 企業債	2,664,000千円	△300千円	2,663,700千円
第2項 負担金	1,126,550千円	△48,337千円	1,078,213千円

第3項 補助金	279,119千円	△262,620千円	16,499千円
第5項 県立病院施設整備基金繰入金	10,600千円	△31千円	10,569千円
第6項 雑収入	217千円	△68千円	149千円
第7項 発電用施設周辺地域振興基金繰入金	0千円	119,660千円	119,660千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,437,880千円	△145,046千円	4,292,834千円
第1項 建設改良費	3,064,885千円	△144,979千円	2,919,906千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	216千円	△67千円	149千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

補 正 前			総 額	年 度	年 割 額	
款	項	事 業 名				
1	資本的支出	1 建設改良費	大野病院ヘリポート整備事業	138,089千円	平成22年度	8,317千円
				平成23年度	129,772千円	
		会津医療センター(仮称)整備事業	11,137,263千円	平成22年度	3,348,484千円	
			平成23年度	2,571,358千円		
				平成24年度	5,217,421千円	
補 正 後			総 額	年 度	年 割 額	
款	項	事 業 名				

1 資本的支出	1 建設改良費	大野病院ヘリポート整備事業	8,317千円	平成22年度	8,317千円
				平成23年度	0千円
		会津医療センター（仮称）整備事業	11,137,263千円	平成22年度	3,348,484千円
				平成23年度	2,571,358千円
				平成24年度	4,023,372千円
				平成25年度	1,194,049千円

（企業債の補正）

第6条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	補	正	前	償還の方法
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
会津医療センター（仮称）整備事業費	2,443,800千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
会津医療センター (仮称) 整備事業費	2,443,500千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金 政府資金その他		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	7,218,515千円	△129,003千円	7,089,512千円
(2) 交際費	1,153千円	△47千円	1,106千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 共済組合追加費用、院内保育所運営費、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、子ども手当等経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
2,789,554千円	388,072千円	3,177,626千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第9条 たな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
1,471,410千円	175,377千円	1,646,787千円